

消防危第132号  
平成24年5月23日

各都道府県知事  
各指定都市市長 } 殿

消防庁次長  
(公印省略)

### 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成24年政令第146号）及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成24年総務省令第49号）が本日公布され、当該政令等に定める日から施行されることとなりました。

今回の改正は、危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の位置、構造及び設備に係る技術上の基準の特例を定めること、圧縮水素充てん設備を設ける顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の位置、構造及び設備に係る技術上の基準を定めること、予防規程に定めなければならない事項を追加することを内容とするものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、本通知中においては、法令名について次のとおり略称を用いましたので御承知おき願います。

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令 (平成24年政令第146号) .....	改正政令
危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令 (平成24年総務省令第49号) .....	改正省令
改正政令による改正後の危険物の規制に関する政令 (昭和34年政令第306号) .....	令
改正省令による改正後の危険物の規制に関する規則 (昭和34年総理府令第55号) .....	規則

### 記

#### 第1 一般取扱所の特例に関する事項

##### 1 令第19条第2項第1号から第8号までの文言の整備に関する事項

令第19条第2項第1号から第8号までについて、文言の整備が行われたこと。なお、当該改正によって、当該条文に基づく運用に変更等が生じるものではないこと。

##### 2 特例を定めることができる一般取扱所の新たな類型の追加に関する事項

危険物（第4類の危険物に限る。）を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が30未満もの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）について、令第19条第1項の基準の特例を定めることができるものとされたこと（令第19条第2項第9号及び規則第28条の54第9号関係）。

新たに規則第28条の60の4第2項及び第3項にそれぞれ特例基準が定められたこと。

なお、当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、指定数量の倍数が30未満のものについては、規則第28条の60の4第2項の特例基準又は令第19条第1項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が10未満のものについては、規則第28条の60の4第2項若しくは第3項の特例基準又は令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。

また、規則第28条の60の4第2項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであり、同条第3項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあっては、当該一般取扱所を建築物の屋上に設けなければならないものであること。

## 第2 圧縮水素充てん設備設置給油取扱所に関する事項

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所のうち圧縮水素充てん設備設置給油取扱所について、令第17条第3項の基準を超える特例は、規則第28条の2の5（第四号イを除く。）に掲げる基準とされたこと（規則第28条の2の7第2項関係）。

なお、規則第28条の2の7第2項において特例を定めていない事項については、令第17条第1項及び第3項の基準が適用になるものであること。

顧客に自ら給油等をさせるエタノール等の給油取扱所のうち圧縮水素充てん設備設置給油取扱所について、令第17条第4項の基準を超える特例は、規則第28条の2の7第2項に掲げる基準とされたこと（規則第28条の2の8第4項関係）。

なお、規則第28条の2の8第4項において特例を定めていない事項については、令第17条第1項、第3項及び第4項の基準が適用になるものであること。

## 第3 予防規程に関する事項

予防規程に定めなければならない事項に、地震が発生した場合及び地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関することが追加されたこと（規則第60条の2第11号の2関係）。

## 第4 施行期日

第1及び第2の改正事項については公布日（改正政令附則及び改正省令附則関係）  
第3の改正事項については平成24年12月1日（改正省令附則関係）

以上

## 政令第百四十六号

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第二百八十六号）第十条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。  
危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第一号中「吹付塗装作業」を「専ら吹付塗装作業」に改め、同項第一号の二中「洗浄」を「専ら洗浄」に改め、同項第二号中「焼入れ作業」を「専ら焼入れ作業」に改め、同項第三号中「ボイラーアンダーナーで危険物を消費する」を「危険物を消費するボイラーアンダーナー以外では危険物を取り扱わない」に改め、同項第四号中「車両」を「専ら車両」に改め、「注入する」の下に「作業を行う」を加え、同項第五号中「容器」を「専ら容器」に改め、「詰め替える」の下に「作業を行う」を加え、同項第六号及び第七号中「を設置する」を「以外では危険物を取り扱わない」に改め、同項第八号中「ため」を「ためのみ」に、「を設置する」を「以外では危険物を取り扱わない」に改め、同項に次の一号を加える。

九 危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

## 附 則

この政令は、  
公布の日から施行する。

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令新旧対照条文

○ 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）

（傍線の部分は改正部分）

新

旧

	(一般取扱所の基準)	(一般取扱所の基準)
第十九条 第九条第一項の規定は、一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。	第十九条 第九条第一項の規定は、一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。	
2 次に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるものについては、総務省令で、前項に掲げる基準の特例を定めることができる。	2 次に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるものについては、総務省令で、前項に掲げる基準の特例を定めることができる。	
一 専ら吹付塗装作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所	一 吹付塗装作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所	
二 専ら焼入れ作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所	二 焼入れ作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所	
三 危険物を取り扱わない一般取扱所その他これに類する一般取扱所	三 ボイラーやバーナーで危険物を消費する一般取扱所	
四 専ら車両に固定されたタンクに危険物を注入する作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所	四 車両に固定されたタンクに危険物を注入する一般取扱所	
五 専ら容器に危険物を詰め替える作業を行う一般取扱所	五 容器に危険物を詰め替える一般取扱所	
六 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所その他これに類する一般取扱所	六 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所	
七 切削油として危険物を用いた切削装置又は研削装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所その他これ	七 切削油として危険物を用いた切削装置又は研削装置を設置する一般取扱所	

九| に類する一般取扱所  
八| 危険物以外の物を加熱するための危険物を用いた熱  
媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所  
扱所その他これに類する一般取扱所  
わない危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱  
い一般取扱所

八| に類する一般取扱所  
媒体油循環装置を設置する  
扱所その他これに類する一般取扱所  
一般取

○総務省令第四十九号

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百四十六号）の施行に伴い、並びに消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十四条の二第一項並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十七条第三項から第五項まで及び第十九条第二項の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月二十三日

総務大臣 川端 達夫

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年總理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の三第一項中「この条、次条、第二十八条の二の三及び第二十八条の二の七において」を削る。  
第二十七条の五第一項中「この条において」を削る。

第二十八条の二の三の見出し中「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」に改め、同条第一項中「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所、圧縮水素充填設備設

置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」に改める。

第二十八条の二の七第一項中「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」の下に「、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」を加え、同条第二項中「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」の下に「及び圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」を加える。

第二十八条の二の八第三項中「もの」の下に「（次項に定めるものを除く。）」を加え、同条第四項中「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」に改める。

第二十八条の五十四第一号中「塗装」を「専ら塗装」に改め、同条第一号の二中「洗浄」を「専ら洗浄」に改め、同条第二号中「焼入れ」を「専ら焼入れ」に改め、同条第三号中「ボイラ、バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点が四十度以上の第四類の危険物に限る。）を消費する」を「危険物（引火点が四十度以上の第四類の危険物に限る。）を消費するボイラ、バーナーその他これらに類する装置以外では危険物を取り扱わない」に改め、同条第四号中「車両」を「専ら車両」に改め、同条第五号中「固定し

た」を「専ら固定した」に改め、同条第六号及び第七号中「を設置する」を「以外では危険物を取り扱わない」に改め、同条第八号中「ため」を「ための」に、「を設置する」を「以外では危険物を取り扱わない」に改め、同条に次の一号を加える。

九 令第十九条第二項第九号に掲げる一般取扱所 危険物（第四類の危険物に限る。）を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が三十倍未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）

第二十八条の五十五の見出し中「吹付塗装作業等の」を「専ら吹付塗装作業等を行う」に改める。

第二十八条の五十五の二の見出し中「洗浄作業の」を「専ら洗浄作業を行う」に改める。

第二十八条の五十六の見出し中「焼入れ作業等の」を「専ら焼入れ作業等を行う」に改める。

第二十八条の五十七の見出し中「ボイラーパイプ等で危険物を消費する」を「危険物を消費するボイラーパイプ等以外

では危険物を取り扱わない」に改め、同条第四項第三号中「をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第二十八条の五十八の見出し中「充てんの」を「専ら充填作業を行う」に改める。

第二十八条の五十九の見出し中「詰替えの」を「専ら詰替え作業を行う」に改める。

第二十八条の六十の見出し、第二十八条の六十の二の見出し及び第二十八条の六十の三の見出し中「を設置する」を「以外では危険物を取り扱わない」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例）

第二十八条の六十の四 第二十八条の五十四第九号の一般取扱所に係る令第十九条第二項の規定による同条

第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2 第二十八条の五十四第九号の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が第二十八条の五十五第二項第三号から第八号まで並びに第二十八条の五十六第二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号及び第四号から第十一号までの規定は、適用しない。

3 第二十八条の五十四第九号の一般取扱所（指定数量の倍数が十未満のものに限る。）のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号及び第四号から第十二号までの規定は、適用しない。

一 一般取扱所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造である建築物の屋上に設置すること。

二 危険物を取り扱う設備は、屋上に固定すること。

三 危険物を取り扱う設備は、キュービクル式のものとし、当該設備の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設けること。

四 前号の囲いの周囲に幅三メートル以上の空地を保有すること。ただし、当該囲いから三メートル未満となる建築物の壁（出入口（隨時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあつては、当該囲いから当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもつて足りる。

五 第三号の囲いの内部は、危険物が浸透しない構造とともに、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において、危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。

第六十条の二第一項第十一号の二中「地震発生時」を「地震が発生した場合及び地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六十条の二第一項第十一号の二の改正規定は、平成二十一年十二月一日から施行する。

○危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令新旧対照文

(傍線部分は改正部分)

	新	旧
2 2 5 (略)	<p>（圧縮天然ガス等充てん設備設置屋外給油取扱所の基準の特例）</p> <p>第二十七条の三 令第十七条第三項第四号に掲げる給油取扱所（以下「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」という。）に係る令第十七条第三項第四号に掲げる給油取扱所（以下この条、次条、第二十八条の二の三及び第二十八条の二の七において「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」という。）に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。</p> <p>2 2 7 (略)</p>	<p>（圧縮天然ガス等充てん設備設置屋外給油取扱所の基準の特例）</p> <p>第二十七条の三 令第十七条第三項第四号に掲げる給油取扱所（以下この条、次条、第二十八条の二の三及び第二十八条の二の七において「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」という。）に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。</p> <p>2 2 7 (略)</p>
2 2 5 (略)	<p>（圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の基準の特例）</p> <p>第二十七条の五 令第十七条第三項第五号に掲げる給油取扱所（水素を充てんするための設備は、圧縮水素を充てんするための設備に限る。以下「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」という。）に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、第二十七条の三第三項から第五項までの規定の例によるほか、この条の定めるところによる。</p> <p>2 2 5 (略)</p>	<p>（圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の基準の特例）</p> <p>第二十七条の五 令第十七条第三項第五号に掲げる給油取扱所（水素を充てんするための設備は、圧縮水素を充てんするための設備に限る。以下この条において「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」という。）に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、第二十七条の三第三項から第五項までの規定の例によるほか、この条の定めるところによる。</p> <p>2 2 5 (略)</p>
2 2 5 (メタノール等及びエタノール等の圧縮天然ガス等充		

			てん設備設置給油取扱所等の基準の特例)
第二十八条の二の三	メタノール等又はエタノール等を 取り扱う給油取扱所（圧縮天然ガス等充てん設備設置 給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所及び 第二十八条第一項の自家用の給油取扱所に限る。）に 係る令第十七条第四項の規定による同条第三項に掲げ る基準を超える特例は、この条の定めるところによる	2及び3	(略)
第二十八条の二の三	メタノール等又はエタノール等を 取り扱う給油取扱所（圧縮天然ガス等充填設備設置給 油取扱所、圧縮水素充填設備設置給油取扱所及び 第二十八条第一項の自家用の給油取扱所に限る。）に 係る令第十七条第四項の規定による同条第三項に掲げ る基準を超える特例は、この条の定めるところによる	2及び3	(略)
第二十八条の二の三	メタノール等又はエタノール等を 取り扱う給油取扱所（圧縮天然ガス等充てん設備設置 給油取扱所、圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所 及び 第二十八条第一項の自家用の給油取扱所に限る。）に 係る令第十七条第四項の規定による同条第三項に掲げ る基準を超える特例は、この条の定めるところによる	2及び3	(略)
第二十八条の二の三	メタノール等又はエタノール等を 取り扱う給油取扱所（圧縮天然ガス等充てん設備設置 給油取扱所、圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所 及び 第二十八条第一項の自家用の給油取扱所に限る。）に 係る令第十七条第四項の規定による同条第三項に掲げ る基準を超える特例は、この条の定めるところによる	2及び3	(略)

			填設備設置給油取扱所 等の基準の特例)
第二十八条の二の三	メタノール等又はエタノール等を 取り扱う給油取扱所（圧縮天然ガス等充てん設備設置 給油取扱所、圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所 及び 第二十八条第一項の自家用の給油取扱所に限る。）に 係る令第十七条第四項の規定による同条第三項に掲げ る基準を超える特例は、この条の定めるところによる	2及び3	(略)
第二十八条の二の三	メタノール等又はエタノール等を 取り扱う給油取扱所（圧縮天然ガス等充てん設備設置 給油取扱所、圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所 及び 第二十八条第一項の自家用の給油取扱所に限る。）に 係る令第十七条第四項の規定による同条第三項に掲げ る基準を超える特例は、この条の定めるところによる	2及び3	(略)
第二十八条の二の三	メタノール等又はエタノール等を 取り扱う給油取扱所（圧縮天然ガス等充てん設備設置 給油取扱所、圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所 及び 第二十八条第一項の自家用の給油取扱所に限る。）に 係る令第十七条第四項の規定による同条第三項に掲げ る基準を超える特例は、この条の定めるところによる	2及び3	(略)
第二十八条の二の三	メタノール等又はエタノール等を 取り扱う給油取扱所（圧縮天然ガス等充てん設備設置 給油取扱所、圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所 及び 第二十八条第一項の自家用の給油取扱所に限る。）に 係る令第十七条第四項の規定による同条第三項に掲げ る基準を超える特例は、この条の定めるところによる	2及び3	(略)

の（次項に定めるものを除く。）に限る。）は、第二十八条の二の六の規定に適合しなければならない。

置給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所及び第二十八条第一項の自家用の給油取扱所に該当するものに限る。）は、前条の規定に適合しなければならない。

（特例を定めることができる一般取扱所）

第二十八条の五十四 令第十九条第二項の総務省令で定める一般取扱所は、次の各号に掲げる一般取扱所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。  
一 令第十九条第二項第一号に掲げる一般取扱所 専ら塗装、印刷又は塗布のために危険物（第二類の危険物又は第四類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が三十未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）

一の二 令第十九条第二項第一号の二に掲げる一般取扱所 専ら洗浄のために危険物（引火点が四十度以上上の第四類の危険物に限る。）を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が三十未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）  
二 令第十九条第二項第二号に掲げる一般取扱所 専ら焼入れ又は放電加工のために危険物（引火点が七十度以上の第四類の危険物に限る。）を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が三十未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）  
三 令第十九条第二項第三号に掲げる一般取扱所 危険物（引火点が四十度以上の第四類の危険物に限る）

の（次項に定めるものを除く。）に限る。）は、第二十八条の二の六の規定に適合しなければならない。

置給油取扱所、圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所及び第二十八条第一項の自家用の給油取扱所に該当するものに限る。）は、前条の規定に適合しなければならない。

（特例を定めることができる一般取扱所）

第二十八条の五十四 令第十九条第二項の総務省令で定める一般取扱所は、次の各号に掲げる一般取扱所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。  
一 令第十九条第二項第一号に掲げる一般取扱所 塗装、印刷又は塗布のために危険物（第二類の危険物又は第四類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が三十未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）

一の二 令第十九条第二項第一号の二に掲げる一般取扱所 洗浄のために危険物（引火点が四十度以上の第四類の危険物に限る。）を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が三十未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）  
二 令第十九条第二項第二号に掲げる一般取扱所 焼入れ又は放電加工のために危険物（引火点が七十度以上の第四類の危険物に限る。）を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が三十未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）  
三 令第十九条第二項第三号に掲げる一般取扱所 ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険

。)を消費するボイラ、バーナーその他これらに

類する装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱

所で指定数量の倍数が三十未満のもの(危険物を取

り扱う設備を建築物に設けるものに限る。)

四 令第十九条第二項第四号に掲げる一般取扱所

車両に固定されたタンクに液体の危険物(アルキ

ルアルミニウム等、アセトアルデヒド等及びヒドロ

キシリアルミニウム等を除く。この号において同じ。)を

注入する一般取扱所(当該取扱所において併せて液

体の危険物を容器に詰め替える取扱所を含む。)

五 令第十九条第二項第五号に掲げる一般取扱所

車両に固定した注油設備によつて危険物(引火点が四十

度以上の第四類の危険物に限る。)を容器に詰め替

え、又は車両に固定された容量四千リットル以下の

タンク(容量二千リットルを超えるタンクにあつて

は、その内部を二千リットル以下ごとに仕切つたも

のに限る。)に注入する一般取扱所で指定数量の倍

数が三十未満のもの

六 令第十九条第二項第六号に掲げる一般取扱所

危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置以外では

危険物を取り扱わない一般取扱所(高引火点危険物

のみを百度未満の温度で取り扱うものに限る。)で

指定数量の倍数が五十未満のもの(危険物を取り扱

う設備を建築物に設けるものに限る。)

七 令第十九条第二項第七号に掲げる一般取扱所

切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置そ

の他これらに類する装置以外では危険物を取り扱わ

ない一般取扱所(高引火点危険物のみを百度未満の温

度で取り扱うものに限る。)で指定数量の倍数が三十

未満のもの(危険物を取り扱う設備を建築物に設

物(引火点が四十度以上の第四類の危険物に限る。)を消費する

一般取扱

所で指定数量の倍数が三十未満のもの(危険物を取

り扱う設備を建築物に設けるものに限る。)

四 令第十九条第二項第四号に掲げる一般取扱所

車両に固定されたタンクに液体の危険物(アルキ

ルアルミニウム等、アセトアルデヒド等及びヒドロ

キシリアルミニウム等を除く。この号において同じ。)を

注入する一般取扱所(当該取扱所において併せて液

体の危険物を容器に詰め替える取扱所を含む。)

五 令第十九条第二項第五号に掲げる一般取扱所

車両に固定した注油設備によつて危険物(引火点が四十

度以上の第四類の危険物に限る。)を容器に詰め替

え、又は車両に固定された容量四千リットル以下の

タンク(容量二千リットルを超えるタンクにあつて

は、その内部を二千リットル以下ごとに仕切つたも

のに限る。)に注入する一般取扱所で指定数量の倍

数が三十未満のもの

六 令第十九条第二項第六号に掲げる一般取扱所

危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置を設置す

一般取扱所(高引火点危険物

のみを百度未満の温度で取り扱うものに限る。)で

指定数量の倍数が五十未満のもの(危険物を取り扱

う設備を建築物に設けるものに限る。)

七 令第十九条第二項第七号に掲げる一般取扱所

切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置そ

の他これらに類する装置を設置する

一般取扱所(高引火点危険物のみを百度未満の温

度で取り扱うものに限る。)で指定数量の倍数が三十

未満のもの(危険物を取り扱う設備を建築物に設

けるものに限る。)

八 令第十九条第二項第八号に掲げる一般取扱所

危険物以外の物を加熱するための危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置以外では

危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が三十未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）

九 令第十九条第二項第九号に掲げる一般取扱所

危険物（第四類の危険物に限る。）を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が三十倍未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）

（専ら吹付塗装作業等を行う 一般取扱所の特例）

2 第二十八条の五十五 （略）

（略）

2 第二十八条の五十五 （略）

（専ら洗浄作業を行う 一般取扱所の特例）

2 第二十八条の五十五の二 （略）

（略）

2 及び 3 第二十八条の五十六 （略）

（専ら焼入れ作業等を行う 一般取扱所の特例）

2 及び 3 第二十八条の五十六 （略）

（略）

（危険物を消費するボイラーパー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例）

第二十八条の五十七 （略）

（略）

4 2 及び 3 第二十八条の五十七 （略）

（略）

けるものに限る。）

八 令第十九条第二項第八号に掲げる一般取扱所

危険物以外の物を加熱するための危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置を設置す

る一般取扱所で指定数量の倍数が三十未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）

九 令第十九条第二項第九号に掲げる一般取扱所

危険物（第四類の危険物に限る。）を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が三十倍未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）

（吹付塗装作業等の 一般取扱所の特例）

2 第二十八条の五十五 （略）

（略）

2 第二十八条の五十五 （略）

（洗浄作業の 一般取扱所の特例）

2 第二十八条の五十五の二 （略）

（略）

2 及び 3 第二十八条の五十六 （略）

（焼入れ作業等の 一般取扱所の特例）

2 及び 3 第二十八条の五十六 （略）

（略）

（ボイラーパー等で危険物を消費する 一般取扱所の特例）

第二十八条の五十七 （略）

（略）

4 2 及び 3 第二十八条の五十七 （略）

（略）

一及び二 (略)  
三 危険物を取り扱う設備（危険物を取り扱うタンク及び危険物を移送するための配管を除く。）は、キュービクル式（鋼板で造られた外箱に収納される方式をいう。以下同じ。）のものとし、当該設備の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設けること。

四 (十一) (略)

(専ら充填作業を行う一般取扱所の特例)

第二十八条の五十八 (略)

(略)

(専ら詰替え作業を行う一般取扱所の特例)

第二十八条の五十九 (略)

(略)

(油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例)

第二十八条の六十 (略)

(略)

(切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例)

第二十八条の六十一 (略)

(略)

(熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例)

第二十八条の六十の三 (略)

(略)

一及び二 (略)  
三 危険物を取り扱う設備（危険物を取り扱うタンク及び危険物を移送するための配管を除く。）は、キュービクル式（鋼板で造られた外箱に収納される方式をいう。以下同じ。）のものとし、当該設備の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設けること。

四 (十一) (略)

(充てんの一般取扱所の特例)

第二十八条の五十八 (略)

(略)

(詰替えの一般取扱所の特例)

第二十八条の五十九 (略)

(略)

(油圧装置等を設置する一般取扱所の特例)

第二十八条の六十 (略)

(略)

(切削装置等を設置する一般取扱所の特例)

第二十八条の六十一 (略)

(略)

(熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所の特例)

第二十八条の六十の三 (略)

(略)

(蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例)

第二十八条の六十の四 第二十八条の五十四第九号の一  
般取扱所に係る令第十九条第二項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2 第二十八条の五十四第九号の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が第二十八条の五十五第二項第三号から第八号まで並びに第二十八条の五十六第二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号及び第四号から第十一号までの規定は、適用しない。

3 第二十八条の五十四第九号の一般取扱所（指定数量の倍数が十未満のものに限る。）のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号及び第四号から第十二号までの規定は、適用しない。

一 一般取扱所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造である建築物の屋上に設置すること。

二 危険物を取り扱う設備は、屋上に固定すること。  
三 とし、当該設備の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設けること。

四 前号の囲いの周囲に幅三メートル以上の空地を保有すること。ただし、当該囲いから三メートル未満となる建築物の壁（出入口（隨時開けることができ

る自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。)以外の開口部を有しないものに限る。)及び柱が耐火構造である場合にあつては、当該囲いから当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもつて足りる。

五 第三号の囲いの内部は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において、危険物が直接排水溝に入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。

(予防規程に定めなければならない事項)

第六十条の二 法第十四条の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、次項、第四項又は第六項に定める場合を除き、次のとおりとする。

(略)

十一の二 地震が発生した場合及び地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関するこ

2  
2  
7  
7  
(略)  
(略)

(予防規程に定めなければならない事項)

第六十条の二 法第十四条の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、次項、第四項又は第六項に定める場合を除き、次のとおりとする。

(略)

十一の二 地震発生時

における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関するこ

2  
2  
7  
7  
(略)  
(略)